

令和4年1月28日

東京都総務局総合防災部長 殿

神奈川県健康医療局長

オミクロン株に係る自主療養の仕組みの開始について（依頼）

平素より、本県の健康医療行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県においては、現在、新型コロナウイルス感染症患者の急増により、多くの有症状者が発熱診療等医療機関を受診し、検査や受診に多くの時間を要しています。また、保健所においても疫学調査が逼迫し、患者への健康観察等の対応に遅れが出ている状況です。

こうした事態に対応し、限られた医療資源をリスクの高い方へ重点的に提供していくため、一定の年齢で基礎疾患が無い等のリスクが低い方に対して、本人のセルフテスト等による陽性判明時点から、医療機関を受診せず即時に療養を開始し、ITによる健康観察サービスを受ける「自主療養」を選択いただけることとし、「自主療養届出システム」の運用を1月28日（金）から開始しました。

また、「自主療養届出システム」に登録した場合は、「自主療養届」を発行し、通学先、保育先、勤務先等に提出できる書類として活用いただくことを想定していますが、本県においては、東京都内の企業等に就業している県民も多く、陽性となった県民から「自主療養届」が提出される可能性もあります。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、貴都下の企業・関係団体等へ周知について御協力くださいますようお願いいたします。

神奈川県ホームページ「新型コロナ 自主療養届について」

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/mt_report.html

問合せ先

医療危機対策本部室 感染症対策グループ 小野・村岡

電話 045-210-4791